五島をつなぐ　～支庁の窓～　No.５６
道路上に張り出している樹木の伐採について（お願い）

大島支庁土木課

　管内町村の皆様には、日頃より道路の安全かつ適正な利用についてご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

　最近、道路を覆うように繁茂している樹木が多く見受けられます。このような樹木は、歩行者の通行の障害となるほか自動車運転時の見通しを妨げ、交通事故の原因になります。また、近年、台風が強大化している中で、倒木等による道路の分断や電柱・電線の破損による停電の被害が、大島支庁管内においても発生しております。
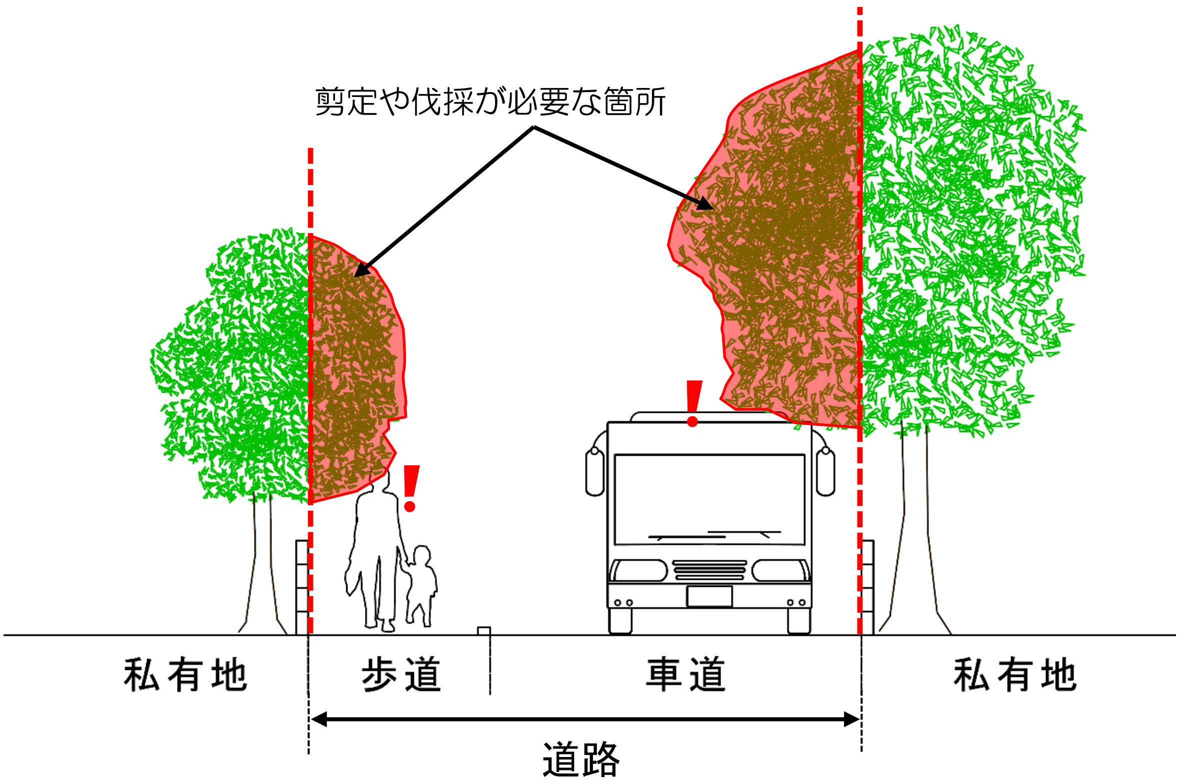
　私有地の樹木については土地所有者に所有権があり、こうした樹木は原則として所有者に処理していただくことになっております。心当たりがある方は今一度敷地内の樹木を確認していただき、皆さんが安全に道路を利用できるよう、剪定や伐採などの適正な管理をお願いいたします。